

徳島県地球温暖化防止活動推進員の概要

1 徳島県地球温暖化防止活動推進員とは

徳島県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という）に基づき、徳島県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する方等で、知事の委嘱により活動するボランティアです。

2 推進員の活動

法では、推進員の方は、つぎの活動を行うこととなっています。

- ① 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- ② 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- ③地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- ④温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

3 具体的な活動内容

推進員は、地域に根ざした積極的・自主的な活動や、派遣依頼による講演等を行います。まずは、自分のできることから、そして、研修への参加などにより、ネットワークを拡げ、活動を充実していただきます。

■ 具体的活動事例

- 日常生活において自ら地球温暖化防止の取組を実践
- 自ら計画した活動の実現にチャレンジ
- 県・市町村・徳島県地球温暖化防止活動推進センターと連携協力
- 県内の様々な団体の活動への協力
- 地球温暖化防止対策に関連する情報や事例を情報収集
- 研修や地域での会議等の参加
など

○地球温暖化対策の推進に関する法律

(地球温暖化防止活動推進員)

第三十七条 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。

三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。